

板橋区条件付き一般競争入札実施基準

(平成 17 年 3 月 31 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この基準は、東京都板橋区契約事務規則(昭和 53 年板橋区規則第 21 号。以下「規則」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、東京都板橋区が、地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付き一般競争入札」という。)を実施するにあたり必要な事項を定め、条件付き一般競争入札の競争性・透明性を確保することを目的とする。

(条件付き一般競争入札の対象となる契約)

第 2 条 条件付き一般競争入札の対象となる契約は次のとおりとする。

- (1) 予定価格 130 万円を超える工事請負契約
- (2) 予定価格 50 万円を超える測量、設計及び地質調査委託契約

2 前項の規定にかかわらず、総務部長が特に認めた場合は、前項第 1 号又は第 2 号に該当しても条件付き一般競争入札の対象としない。

(公告の方法)

第 3 条 入札の公告は、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び規則第 8 条の規定に基づき行う。

(入札参加資格)

第 4 条 規則第 8 条第 2 号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、入札に参加する資格の認定を受けていること。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる事項に該当する者であること。
 - ア 区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従うこと等請負契約を誠実に履行すること。
 - イ 区発注の測量、設計及び地質調査委託契約に基づく委託関係者に対する指示要求に従うこと等委託契約を誠実に履行すること。
 - ウ 区発注の工事請負契約又は測量、設計及び地質調査委託契約につき、下請契約関係が適切であることが明確であること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為をしないこと。

(6) 建設業法に規定された現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者等が配置できること（工事に限る。）

(7) 経営状況が著しく不健全でないこと。

(8) その他総務部長が必要と認めた事項。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条各号に掲げる事項は、総務部長が決定する。ただし、規則第5条第3項に定める工事の請負契約並びに測量、設計及び地質調査委託契約については、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会の審査を経て、総務部長が決定する。

（入札参加資格確認申請書の提出）

第6条 総務部長は、入札に参加する者（以下「参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書（電磁的記録を含む。以下「申請書」という。）を求めることとし、その旨を公告において明らかにする。

（入札参加資格確認資料の提出）

第7条 総務部長は、必要に応じて参加希望者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認資料（電磁的記録を含む。以下「資料」という。）を求めることとし、その旨を公告において明らかにする。

（資料の内容）

第8条 入札参加資格を確認するため、参加希望者に提出を求める資料の内容は次のとおりとする。

(1) 当該入札により締結する契約と同種の契約実績

(2) 配置予定の技術者の資格、経歴及び同種の案件の経験等

(3) その他総務部長が必要と認めたもの

（入札参加資格の確認）

第9条 総務部長は、入札参加資格の有無について確認を行う。

2 前項の確認は、申請書及び資料の提出期日をもって行うものとし、総務部長は、所定の期限までに入札参加資格の有無の確認の結果を参加希望者に通知する。

（契約保証金）

第10条 規則第40条の規定に基づく契約保証金に関する事項は公告において明らかにする。

（入札結果の公表）

第11条 条件付き一般競争入札に付した案件については、次に掲げる事項を発表する。

(1) 入札参加資格を確認した事業者名

(2) 入札者名

(3) 予定金額（第2条第1項第1号に規定するものに限る。）

(4) 各入札者の各回の入札金額

(5) 随意契約によることとした案件については、契約の相手方及び契約金額

- 2 公表の時期は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後とする。
- 3 公表の方法は、総務部契約管財課において、第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面及びインターネットを閲覧に供する方法による。

(委任)

第 12 条 この基準に定めのない事項については、規則によるほか、必要に応じて総務部長が定める。

付 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。